

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マキバの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬は常勤、非常勤に関わらず無報酬とする。

(費用弁償業務)

第4条 費用弁償をする業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時検査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第5条 前条(1)~(3)の業務の場合は、費用弁償として日額5,000円を支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合は加算支給することがある。

2 前条の(4)~(6)の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人マキバの会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。この場合の旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人マキバの会旅費規程」に準用した額の旅費を支給する。

(適用除外)

第6条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第4条の(1)~(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。ただし、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(公表)

第7条 本会法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成29年6月27日から施行する。
2. 平成29年6月27日開催の第1回評議員会の決議に基づき、第5条第1項の加算支給については次により行うものとする。

第4条(1)～(3)の業務に出席する場合で、片道25キロメートル超の距離を要するときは1,000円を加算支給する。